

「モラルハザード」の両義性

「事故米」報道は何を伝えたのか(2)

戸倉恒信

(台灣大學歷史學研究所博士課程)
Tokuda Tsunehiro

二、安全に満ちた不安を
必要とする社会

事件構成のメカニズムを理解することのできる思考の契機が存在していたにもかかわらず、各紙は申し合わせたかのように足並みを揃え、「転売先の情報公開が不十分だと批判が強く、事態を軽視しているともとれる発言がさらなる反発を招く可能性」を示唆し、実際にそういう「可能性」を報道の事実として報じていったのである⁽²⁾。この異様と

はだ騒いでいない」という單語を使用
への批判を十九日の辞任まで執拗に
繰り返したのである。大臣の責任問
題へと発展させてゆく過程で、自ら
の把握できていない知識が何なのか
を世間に露呈させることにならうと
は知らずにである。ちなみに、この
「メタミドホス汚染米」の産地が「中
國」であったことは、特筆しておく
意味はあろう。

根拠となる。即ちそれは、小島正美氏が制度施行の翌日に出された四、五百字程度の論評であるが、そこに凝縮されている問題提起に照らせば、農水相の発言には、「額面どおり」に受け入れるべき知識が存在したことぐらい、普通の日本語を理解できる記者や市民の代表ならば把握できたはずなのである。

て言える。だからあまりじたばた騒いでいない」と語ったことを問題化したことに始まる¹⁰。農相のこの発言には「汚染米」という概念をもつて言える。

も言える、場の雰囲気を最大限に利用した「可能性」報道では、各紙は農水相の発した「汚染米」というキーワードを捉えることなく、「じた

では、一〇〇六年五月にポジティブリスト制度が施行されるに際し、制度そのものの問題構造を指摘していたオピニオン記事「記者の

ポジティティブリスト制度では、基本的にどの農産物でも人の健康を損なう恐れのない量として、一律

基準の〇・〇一ppm（ppmは百万分の一）が適用される。ただし、動物実験などで科学的データのそろつた農薬は一律基準とは別に独自の残留基準値が定められている。この残留基準値は農薬の毒性や使用実態などに基づいて決まる。

（中略）

一律基準の〇・〇一ppmは、一グラムの中に一億分の一gの農薬が含まれる超微量の濃度だ。マグロにはその十倍以上の水銀が残るし、主食の米にも〇・一ppm程度のカドミウムが含まれる。食べても健康へのリスクが極めて低いため、ちゃんと流通しているが、今度のポジティブリストはこうはない。〇・〇一ppmという厳然たる数値が、たとえ科学的なデータがそろっていないにせよ、れっきとした基準値になっているからだ。（中略）

今後、注目したいのは農薬の残留検査をする都道府県がいつ、どういうタイミングで違反事例を公表するかだ。単に違反を公表すれば、農産物の廃棄だけで済まず、産地のイメージまで悪化し、風評被害が生じる恐れがある。そこでこの種の「危険」認識を、社会制度の「内部」の問題として受け止める自覚がありさえすれば、場の雰囲気を最大限に利用した如上の「可能性」報道ではなく、少なくとも「事故米」に転換した「汚

被害が生じる恐れは十分にある⁽³⁾。この『記者の目』は、導入される新制度が今後において包摶してゆく問題の構造を的確に指摘していたという点で、少なくとも現行制度がそのままの形で存続し続ける限り、使用できる視点を提出している。つまり、事故米「転売」の問題ではなくして、「汚染米」という概念を捉える際、書き手に如上の知識さえ備わっていれば、少なくとも今回検出されたメタミドホスは制度的に一律基準に囲い込まれたものにすぎず、「じたばた騒ぐ」必要のないことぐらいい理解できたのである。できて当然なことが、できないのは職業人らしくない。例えば、九月十一日の『産経新聞』では、メタミドホス検出の米について、一方で平成「十八年五月に食品の残留農薬などの規制が強化されたことに伴い、これまでは流通していた大量の米が事故米になってしまった」ことを報じておきながら、他方で三笠フーズの宮崎顧問による「水にぬれた事故米は臭くてとても食用にならないが、農薬米は別物」だという談話を引用し、該社の「農

薬汚染に対する危険性の認識の違が不正の背景にある」と結論づけている⁽⁴⁾。理解に苦しむのは、では一体、誰と誰のメタミドホス「汚染に対する危険性の認識が」どのように違うというのだろうか。〇・〇一ppmの基準に囲い込まれた食品の制度的違反性が、そのままヒトへの危険性違反性が、そのままヒトへの危険性の度合いを表しているとでもいうのだろうか。明らかにこの記事の書き手は、転売を成立させる「不正」行為と、残留農薬に対する「危険」認識とを恣意的に混同させ、問題を必要以上に事件化し、それが当然であるかのように報じている。

そもそも『新聞』は、「汚染米」が「事故米」へと転換する契機となつた汚染物質の「検出」を報じるのであれば、「メタミドホス汚染米」とは制度が造成した問題の典型例であったことを、事件の構成される基礎知識として報じておくべきであろう。そしてこの種の「危険」認識

染米」を、「加工米」に転用してゆけるような「可能性（即ち「制度改訂」の方向性）」を少なくとも紙上で模索できたはずである。『新聞』の国際欄では、世界的な食糧需給の逼迫を懸念しつつ、年間千九百万吨に及ぶとされる日本の食品廃棄物を事件化できるだけの問題意識が備わっているながら、国内問題としてのメタミドホス米の処分法については、意識できて当然のことが何故為されなかつたのか、自己欺瞞とはこういふ意識構図を指していう用語ではないのだろうか⁽⁵⁾。

ところで、「事故米」の転売というカテゴリーの下では、昨年九月のうちに「風評被害」を受けたとする流通先の企業が、転売業者を相手取つて訴訟を起こしている⁽⁶⁾。しかし「単に違反を公表すれば、農産物の廃棄だけで済まず、産地のイメージまで悪化し、風評被害が生じる恐れは十分にある」という注意喚起を、あの会見の空間において、また実際のリスト公表の日まで忘却した各紙の社会的責任が全く不問であつてよいはずはない。九月十六日、結局農水省は総理大臣からの指示を受け入

れ、皮肉にも流通先リストを「単に公表する」という苦渋の決断を行つたのである^⑩。しかし、この「九月十六日」を一つの「状況」(situation)というカテゴリーにまで高めるだけの成熟度は、残念ながら日本のメディア社会には存在しなかつた^⑪。緊張感を欠く社会においては、人々は実質的な意味が不明であるコトバを、何の疑問も感じず、競って使用してゆくようである。

こうしてリストの公開から大臣の辞任という流れを振り返ると、大臣の発言に騒いだ書き手は、一方で農水省が転売先を「把握していない」ことを問題にし、他方で農水省が「把握している」安全情報を問題化するという事件創出の循環構造が浮上する。考えるべきことは、「消費者の不安を解消するため」という目標に必要となるのは、第一義的には「一律」という概念へ囲い込まれた食品を、「消費者」が自主的に精査してゆく知的過及作業であり、その認識過程が本来其処にあるべきはずということである^⑫。相対的である基準値の存在を「相対的」な視点か

ら捉えようとせず、制度導入の時点で「単に違反を公表する」ような行為に対し、如上の『記者の目』は注意喚起をしていたにもかかわらず、各紙がメタミドホスの検出情報を受け、「じたばた騒いでいない」というコトバに批判を集中させることが。このことについて新聞社は、執拗にリスト公開を迫った書き手側の論理と共に、「消費者の不安を解消するため」に自主的に精査すべきである^⑬。

例えば、リスト公表の翌日（十七日）、『新聞』には「同（農水）省はこれまで同意の得られた会社だけ公開している」安全情報を問題化全てを公表した^⑭のだと報じる一方、同日に奈良県の米穀販売会社社長が自殺したと報じられれば^⑮、消費者相が「風評被害を少しでも食い止めるために（流通先の）公表は必要だった」と釈明し^⑯、また他方で農水相は国会の答弁で「流通先業者のすべての名前を公表して、菓子メーカーなどに二次的被害が続出したことについて」「消費者の食品安全に対する不安を招いたことは責

任を痛感しております」^⑰と語ったと記されている。よく見ると、これでは法的な手続きも、また論理的な対話も通過されず、単に「食の安全」や「消費者の不安」といった意味的制限のない用語の羅列さえ行つておけば、とりあえず人・物・事は右にも左にも、ただその場の空気の赴くままに処分されてゆくことを意味するだけではないのか。食の安全を最優先すれば、食の安全に対する不安が招かれ、自殺者が出るのである。こういう場の流れを重んずる言論社会においては、発話者個人の精神的主体性などは俎上に載るはずはない。結果として、翌十七日『毎日新聞』はリストの「公表に同意していなかつた小規模業者らは「国の人の方はあんまり」と怒りをあらわにした^⑱」と報じる一方、同『社説』ではこの変わり始めた「状況」を察してか、「農水省は十六日になつて流通先リストを公表した。これまで

た「国のやり方」は当然ながらも、これまで執拗にリスト公表を迫ってきた記事の書き手が、それへの自省を記事にしないのはあまりにも無責任ではないのか。そもそも「事故米」転売事件の発覚後、こういう二次の状況を生産したのは誰であり、そしてリスト公表に同意しなかつた業者の判断根拠が一体何だったのかを精査しておくことは、昨今言及される「消費者行政」の基本的な問題認識作業ではないのか。

根本的に必要とされるのは、「食の安全」や「消費者の不安」という用語とは、人・物・事の「全体的なイメージ」を腑分けさせないよう、つまり非論理的な言説を合理的な判断根拠に仕立てあげるべく、フェアな議論の場すら消去してしまう用語に過ぎないという問題意識である。その場に充満している全体的なムードが「モラル」を語らせ、そこから本來負うべき以上の責任を、ある一箇所へ負わせてしまえたのはなぜかと問うことで、この視点の妥当性は立証されるはずである。これらの用語を実体的に語ってしまえる主体とは、常に漠然とした誰かの代弁者で

十一月八日、内閣府は「事故米」流通に対する「お詫び公告」を『新聞』に掲載した。ただ奇妙なのは、この広告内にも、その前にも後ろにも、「汚染米」という概念構成そのものの言及ではなく、二〇〇七年に中国製品の「モラルハザード」を果然と語ることのできた『新聞』にも、先に取り上げた小島氏の視点をもつて、記者の事件認識そのものの方を注意喚起するにも至ってはいなかった。ここに欠落しているのは「モラル」などではない、「思考」そのものである。

昨年十一月中旬、農水省はJAS法違反業者に対する改善指示や、業者名の「公表基準」を定めた指針を見直す方針を固めている。その内容は、まず「違反の疑いがある業者が意図的に帳簿などの書類を捨てて偽装の隠れいを図った場合」と、もう一つは「改善を指示された業者名を全て公表する」ということで、「取締りを強化するのが狙い」であるとされている¹⁹⁾。しかしここでは「違反の疑い」があることと、違反のものの区別は公開を構成する重要なファクターにもなってはいない。

つまり仮に、この公表基準を定めた指針の見直しに、事態発生の恐れのあるもの全てを認識の対象に收めることが方針に織り込んでいるのだとすれば、そこでは政府による心的な治安維持が市民生活の中に進行しているといえよう。

(次号へ続く)

つまり仮に、この公表基準を定めた指針の見直しに、事態発生の恐れのあるもの全てを認識の対象に收めることが方針に織り込んでいるのだとすれば、そこでは政府による心的な治安維持が市民生活の中に進行しているといえよう。

参考文献

- (1) 工藤昭久『太田農相「じたばた騒がぬ』、『毎日新聞』(二〇〇八年九月十三日)
- (2) 例えば、井沢元彦氏は「事故米」という用語について、「そもそも事故米などと言い出したのは誰か」と問われ、それは「百回近くも立ち入り検査して、違反が発覚できなかつた」農水省が言い出したことであるとして、「事故米」では「違反が発覚できなかつたことも「事故」で、「責任はなかつた」と言うことになる」として、『いい米、全部買いたい』、『産経新聞』(二〇〇八年九月二十六日)
- (3) 小島正美『貴重な農産物廃棄の恐れ』、『毎日新聞』(二〇〇六年五月三十日)
- (4) 『いい米、全部買いたい』、『産経新聞』(二〇〇九年九月十一日)
- (5) 新聞掲載された政府広告によると、今回の「事故米」を「加工米」等へ転用するような吟味は全く通過されることなく、「残つて語を制限なく使用すれば、事故米
- (6) 例えば、鹿児島の西酒造は九月末、三笠フーズと該社社長、及び関連会社辰の巳を相手に、「事故米を食用加工米として流通させて風評被害を与えたとして約十九億円の損害賠償を求める訴訟を東京地裁に起こし」ている。大塚仁『西酒造が「三笠」を提訴』、『毎日新聞・夕刊』(二〇〇八年九月三十日)
- (7) 記事によると、「福田首相は十日、太田農林水産大臣を首相官邸に呼び、流通経路など解明し、一週間以内をめどに業者を公表するよう指示した」とされている。『業者の公表 首相が指示』、『朝日新聞』(二〇〇八年九月十一日)
- (8) 「状況 (situation)」というカテゴリーと、具体的なアプローチについては、拙著『基準値』論争は何を語ったか・「メラミン汚染から考える』、『食品と科学』(二〇〇八年一二、三、五月号)を参照。

が主食米や加工米と並立しているカテゴリーであって、これらの範囲の「転売」が事件発生の根本原理であることを見失わせるのである。換言すると、この論理では

され、政府保有のものは焼却処分を始めています」とされている。

内閣府『政府は、事故米を、二度と流通させません』(二〇〇八年十一月八日)

(9) 農水省は昨年十一月、コメに対する履歴明確化の新法制定を打ち出している。しかし農水省は事故米の「転売」事件を「食品衛生上問題のある米を非食用として国内に流通させていたことが主な原因」と認識し、「今後、食品衛生上問題のある米を販売することをやめ、輸出国への返送や廃棄処分を行うことで一切国内に流通させ」ないとしたのではなかつたのか。では何故今回の「転売」事件を受けて、更に「コメ」に対する流通履歴を明確化させる必要があるのか。その理由については「消費者の不安を解消する」こと意外、として明確な根拠は提出されてはいない。つまり、非論理的な心的過程が「トレーサビリティ」というシステムを導入する「新法制定」の根拠となっているのである。

(1) 奥山智己、曾田拓『汚染米24都道府県に』、『毎日新聞』(二〇〇八年九月二十日)

(2) 『自殺した米穀業者 国産と説明し出荷』、『朝日新聞』(二〇〇八年九月十七日)

(3) 『汚染米流通経路 解明へ』、『産経新聞』(二〇〇八年九月十八日)

(4) 下部聰『反省と積明繰り返し』、『毎日新聞』(二〇〇八年九月十九日)

(5) 根本毅、高山梓『我々も被害者一転公表に戸惑い』、『毎日新聞』(二〇〇八年九月十七日) また翌日に同紙は、「消費者の食の安全保障」を考えての公表だったが、同省や各地の農政事務所には十七日、業者らの怒りの電話などが相次いだ」という叙述をしている。中村かさね『農水省に苦情殺到』、『毎日新聞』(二〇〇八年九月十八日)

(17)『原因は農水省』、『毎日新聞』
(一〇〇八年九月二四日)
○〇八年九月十七日)

(18)過去に類似する思惟構造が制度化されたという歴史認識は必要である。「デモクラシー」という用語が、社会的な標語と化した「場」に於いて、日本では「普選法」と同時に「治安維持法」という機制が導入されている。日本が歴史的に通過しているこの「デモクラシー」とは、市民社会本来の意味からすれば「エセ」以外の何者でもない。仮に現在言われる「消費者」と「市民」とが、言い換え可能な人称代名詞であるとすれば、市民の不安を造成する「恐れ」のあるものを、果たして政府が「全て」において把握する必要があるのかは、如上の近代史的経験に照らし、「自治」という用語の意味を考えながら議論する余地は十分あるはずである。

導入の基本から審査までを分かりやすく解説 **ISO22000認証取得宣言** — 小さな会社だからこそ —

宮澤 公栄 (国際審査員登録機構・ISO22000主任審査員)



食品と科学社 TEL 03-3291-2081 FAX 03-3233-0478